

令和6年度新庄市住宅リフォーム補助金の概要

1. 対象工事

- ①減災対策
- ②寒さ対策・断熱化
- ③バリアフリー化
- ④克雪化
- ⑤一定以上の県産木材の使用

いずれか一つ以上
基準点が10点以上となる工事
(工事費が50万円未満の場合は5点以上)

※基準点の計算方法は、別紙「基準点算出表」をご覧ください。

2. 補助金の額

| 世帯要件 | | 補助率 | 補助額 |
|--------|-----------------------|---------|---------------|
| 一般型 | なし | 工事費の1/5 | 24万円 (上限値) |
| 移住・定住型 | 移住世帯 新婚世帯 子育て世帯 | 工事費の1/3 | 30万円 (上限値) |
| 減災対策 | なし | 工事費の4/5 | 30万円 (上限値) |

3. 耐震改修補助金

| 世帯要件 | 工事要件 | |
|------|---|-------------------|
| なし | 事前に耐震診断を行い、耐震性能が0.7未満であること。 改修工事後の耐震性能が1.0以上となること。 | |
| 施工業者 | 市内業者 | 市外業者(県内業者) |
| 補助内容 | 補助率 1/2 上限100万円 | 補助率 1/2 上限80万円 |

※①減災対策はその他の要件工事(②~④)と併用可能

※「リフォーム補助金」と「耐震改修補助金」は併用可能

世帯要件

| | 要件 | 確認方法の例 |
|-------|--|-----------------------------------|
| 移住世帯 | 次のいずれかに該当すること ①平成31年4月1日以降に県外から本市に移住した世帯員がいる世帯 ②東日本大震災後の被災地(岩手・宮城・福島のみ)から、平成31年3月31日までに本市へ移住した世帯員がいる世帯 | 同意書による確認 |
| 新婚世帯 | 補助申請日において、婚姻した日から5年以内である世帯 | ・同意書による確認 ・市外に本籍地がある場合は戸籍謄本の写し |
| 子育て世帯 | 平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 | 同意書による確認 (妊娠中の場合は母子手帳の写し) |

補助金の併用について

他の補助事業との併用可否について

- ・新庄市合併処理浄化槽設置補助金とは併用可能(浄化槽設置補助金対象分は除く)
※併用の際は担当課(上下水道課)へご相談ください。
- ・3世代同居等住宅取得助成金、移住世帯住宅取得助成金とは併用可能
※併用の際は担当課(総合政策課)へご相談ください。

留意点

申請の受付は予算の範囲内で先着順に行います。

予算がなくなり次第受付を終了します。残りの受け入れ件数は市のHPで公開しています。

「自ら所有し、自ら居住する住宅」であること。

施工業者は新庄市内に住所を有する個人事業者又は新庄市内に本店を有する法人に限ります(減災対策を除く)。

店舗併用住宅の場合は面積按分により補助金減額になります。ご相談下さい。

前年度に住宅リフォーム補助金の交付を受けた申請者及び住宅は、補助対象外です。

工事着工前、かつ契約前に申請して下さい。工事が開始している建物は申請できません。

◆補助金の手順と必要な書類

【工事着工前の場合】

工事開始から完了までの手順

①リフォーム工事の内容検討

工事基準算出表により点数を合計し、10点以上
(工事費が50万円未満の場合は5点以上)となるか確認してください。
※先着順で受け付けますので、必ず残りの受け入れ件数を確認してください※

②補助金の交付申請をする

交付申請書を作成し市役所(都市整備課)へ提出

- | |
|---|
| 必要書類(1)補助金交付申請書(別添資料) (2)リフォーム計画図(要件工事内容がわかるもの) (3)業者見積書(要件工事詳細を含む) (4)工事内容確認表(別添資料) (5)工事施工前の写真(要件工事箇所) (6)同意書 (7)暴力団排除に関する誓約書 (8)委任状(住宅の所有者以外の親族が申請する場合) |
|---|

※リフォーム計画図は住宅の面図に要件工事箇所を明記してください。
※製品のカatalogのコピーなども提出をお願いする場合があります。

補助金の交付が決定する(市役所より通知)

※申請を受付してから交付決定まで7~14日ほどかかります。

③工事の契約をする(補助金の交付決定後に行うこと)

申請者と工事業者が契約書を取り交わす。
請負契約書の様式は任意です。
※交付決定前に着工・契約した場合は補助対象になりません※
※交付決定通知に添付されている「工事写真撮影のポイント」を参考に、
工事中及び工事後の写真を確実に撮影してください。

工事開始

- | |
|--|
| ・工事中に、完了時に提出する工事中写真を撮影する(要件工事箇所含む) ・工事前、工事中、完成後で同じ位置から同じ箇所を撮影してください。 ・工事写真は分かりやすく、一目でどんな工事か分かるように撮影してください。 ・二重建具やペアガラスの設置工事は、窓をずらしたり、複層部分を接写をするなど分かるように撮影してください。 ・段差解消や手摺設置工事は、スケールを当てる等、寸法が分かるよう撮影して下さい。 ・県産木材使用の工事は、屋根や外壁を貼る前に県産木材が使用されていることがわかるよう撮影してください。 ・断熱材を使用する工事は、断熱材が充填されているところを忘れずに撮影して下さい。 |
|--|

※工事範囲の拡大・減少、それに伴う工事費の増減、補助金額の変更など、交付申請書との相違が発生した場合は、速やかに市役所へ補助事業変更申請書を提出してください。

工事完了

工事完了後の手順

⑤実績報告書を提出する

実績報告書を作成し市役所へ提出

(工事費支払い後一ヶ月以内に提出)

必要書類(1)実績報告書(別途資料)

(2)請負契約書の写(別添資料)

(3)工事代金の領収書の写

(4)工事中及び完成時の写真

(5)県産木材産地証明書(県産木材使用の場合)

(6)戸籍謄本の写し(市外に本籍地のある新婚世帯のみ)

※最終締切は令和7年2月10日必着です。それ以降の提出は受け付けません※

※移住世帯の場合、原則として実績報告時点で住所異動を完了して下さい※

※提出期限厳守です※

(正当な理由なく遅れた場合は交付取り消しとなる可能性があります)

補助金の交付額の確定通知を交付する(市役所より通知)

⑥請求書を提出する

必要書類(1)補助金請求書(別途資料)

(2)振込先口座の通帳の写(表紙をめくった見開きの部分)

指定口座に補助金を交付する | 完了

※偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合、交付の決定の取消し、または補助金の返還をしていただきます。

(お問い合わせ先)新庄市役所都市整備課まちづくり推進・雪対策係 TEL29-5822